

別 紙

入 札 心 得

1 入 札

- (1) 入札書に記名押印(社印及び代表者印)のないものは、無効とします。
- (2) 代理人が入札に参加する場合は、入札の執行前に委任状を提出してください。
- (3) 建設工事の入札時には、積算内訳書を提出してください。また、建設工事以外は、公告又は指名通知書において求めた場合に積算内訳書を提出してください。いずれの場合においても、当該内訳書が提出されなかったとき又は入札書の金額と一致しないときは、当該入札参加人の行った入札を無効とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札書は、代理人が記名押印して入札するものとします。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該額の100分の10に相当する額を加算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者のいずれの場合であっても、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。
- (6) 予定価格について事前の公表がある場合は、当該予定価格を超える額の入札を行わないでください。
- (7) 入札を希望しない場合は、参加しないことができます。この場合は、所定の入札辞退届を提出してください。
- (8) 入札参加者が3人未満の場合は、特別の事情のない限り、当該入札を中止します。

2 落 札

- (1) 落札は、予定価格以下の最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同額の者が2人以上あった場合は、抽選により落札者を決定します。

3 入札執行回数

入札執行回数は、予定価格を事前公表したものについては1回、事前公表していないものについては3回までとします。開札の結果、落札者がいないときは、入札を中止し、不調とします。

4 前 払 金

請負金額が500万円以上の建設工事については、前払金及び中間前払金を請求することができます。ただし、中間前払金は、市長が認定した場合に限ります。

5 契約締結期限

契約締結期限は、落札日から5日以内とします。ただし、工期は契約締結日の翌日からとします。

なお、議会の議決を必要とする契約は、仮契約を締結して、議決された日に本契約が成立し、工期は議決された翌日からとなります。

6 設計図書等の返還

落札(契約)者以外は、入札終了後設計図書等を返還してください。

7 そ の 他

- (1) 入札書は、定刻までに提出してください。
- (2) 常に静粛にし、私語は慎んでください。
- (3) 入札書は、明瞭に記載してください。
- (4) 入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (5) 入札参加者が上記(2)に違反したと認めるとき又は入札執行者の指示に従わないときは、退場を命じることがあります。